

議第106号

呉市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例の制定について
呉市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例を次のように定める。

呉市有線テレビジョン放送施設条例を廃止する条例
呉市有線テレビジョン放送施設条例（平成22年呉市条例第1号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の呉市有線テレビジョン放送施設条例第6条第1項に規定する加入者に係る同条例第8条に規定する使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

呉市有線テレビジョン放送施設を廃止するため、この条例案を提出する。